

## 狭あい道路拡幅整備工事事前協議書 特記事項

都市整備部 狭あい道路整備課

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第4条で建築主等から整備承諾を受けた後退用地を、区が拡幅整備工事（以下「整備工事」という。）を行う場合は、以下の点に留意し事前準備をお願い致します。

### 1. 後退用地内の工作物等

後退用地内（道路面より、公道で60cm以内、私道で40cm以内の深さを含む）に建築物、工作物等がある場合には、これらが撤去されなければ、整備工事を行なうことができません。

工作物等とは、埋設関係の支障物・樹木等・門・塀等をいい、詳細について以下に示します。

- (1) 埋設関係の支障物とは、道路構造に支障のある供給管、取り壊されている門・塀等の基礎などの構造物及び水道メーター・仕切り弁・汚水点検口等です。

整備工事着手後に埋設関係の支障物を確認した場合は、直ちに工事を中断します。申請者により埋設関係の支障物が撤去された後に整備工事を再開します。

整備工事中断期間の安全管理等は、申請者の責任となります。

- (2) 樹木等とは、樹木・生垣（根も含む）です。

- (3) 門・塀等

門・塀については撤去して下さい。隣地との境界塀がある場合についても同様です。

ただし、撤去できない塀については、確認書を提出して頂きます。

### 2. 私有地境界標示

整備工事において私有地の境界杭等の高さ調整及び再標示は、区では行いません。

また、関係権利者より境界標示物について問合せのあったときには、工事を中止する場合があります。

- (1) 事前措置

金属プレート、測量鈿、コンクリート杭及び御影石等の境界標示物は申請者が調査、確認、関係権利者と協議のうえ、整備工事が入る前までに撤去を行ってください。

- (2) 再標示

関係権利者との協議で再標示が必要な場合や、申請者が必要な場合には整備工事後に申請者が再標示を行ってください。

### 3. 私道の場合

整備承諾書は、私道の土地所有者などの関係権利者から整備工事の承諾を必ず得て、提出して頂いています。その後、関係権利者等から整備工事中止等の要望を受けた時は、整備工事を中止する場合があります。

## 4. 整備工事の時期

### (1) 整備工事までの流れ

- ① 区が把握している建築工事の完了予定時期の約1か月半前に、申請者あてに整備工事の着手予定時期の照会文書（返信はがき同封）を送付します。
- ② 区は申請者から葉書の回答を受け、整備工事の準備を行います。  
（直接電話連絡により調整を行った場合は照会文書を送付しない場合もあります。）
- ③ 区担当者は拡幅工事業者に整備工事の指示を行います。
- ④ 整備工事の調整（以下に示す）は拡幅工事業者から建築業者等に電話連絡を行い、現場立会日を調整します。郵送事情により返信はがきが未着の場合もあるため、工事完了時期3週間前になっても拡幅工事業者から連絡がない場合は区に連絡してください。区は、拡幅工事業者から建築業者に連絡するよう調整をします。
  - \* 整備工事の調整とは以下の内容を示します。
    - ・ 外構工事の完了時期
    - ・ 間口と道路との取り合わせ
    - ・ 後退用地内の工作物及び私有地境界標示の確認
    - ・ 整備の範囲及び種類
- ⑤ 整備工事の着手

### (2) 整備工事の着手時期

- ・ 整備工事は、外構工事を含めた建築工事の完了後に行います。更地での整備工事は行いません。  
（外構工事の際は、L型及び境石でセンターラインより2m確保するため、2項ラインより1～2cm程度余裕を持って施工してください。）
- ・ 天候の影響や他の物件との調整等により、日付指定による整備工事の要望には応じられません。  
また、近隣での整備工事及び敷地分割のある整備工事の場合は、同時期の整備となるため整備時期のご希望に添うことが出来ない場合があります。
- ・ 年度末は建築工事が集中しますので、年度内に工事が行えない場合は翌年度の工事となりますので注意して下さい。また、年度予算の範囲を超えた場合も、翌年度の整備工事になる場合があります。  
なお、3月15日～4月5日までは、請負工事の契約上、工事が行われない場合があります。

## 5. 道路附属物及び道路占用物

整備工事による道路附属物及び占用物（電柱等は除く）の移設は、原則として現況から平行移動とします。平行移動以外の移設及び整備工事前の移設は、関係所管との調整が必要となります。

### (1) 道路付属物（街路灯、カーブミラー、警戒標識）

平行移動以外の移設の位置に関しては、申請者側で杉並土木事務所（03-3315-4178）と調整を行ってください。

区の整備工事前に移設する場合は、自費にて移設していただくことになり、杉並土木事務所と協議を行い、併せて、土木管理課占用係に道路工事施行承認申請が必要となります。

なお、私道街路灯の管理者は町会等の場合があるため、杉並土木事務所に確認してください。

### (2) 道路占用物

#### ① 電柱等

東京電力柱及びN T T柱の移設は区から関係企業に依頼するので、移設場所等については、個別に調整を行って下さい。また、移設時期に関しては、極力、拡幅整備工事前までに完了するよう調整してください。なお、現場の状況から企業者の判断により、移設が行われない場合があります。

② 汚水樹・交通標識・消火器の平行移動以外は、下記の関係機関と調整して下さい。

また、区道については、電柱等の移設により占用料の変更が生じる場合があります。

- ・ 汚水樹 . . . . . 下水道局杉並出張所
- ・ 交通標識 . . . . . 所轄警察署
- ・ 消火器 . . . . . 区の防災課